



第4章
計画の推進

1. 計画の実施体制

この行動計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

行動計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、事業所等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、取り組んでいきます。

さらに、地域で組織される関係団体・機関等をはじめ、ボランティアグループとも連携を深め、市民と協働による事業の推進を図ります。

2. 計画内容や進捗状況の周知

この行動計画の施策を推進していくためには、市全体が子どもの視点に立った子育て支援の重要性を認識し、積極的に関与していくことが重要です。そのため、この計画を広く市民に公表し、周知、啓発を推進するとともに、これらに対する市民意見の聴取に努め、市民との意思疎通を図っていきます。

3. 計画の評価・見直し等仕組みづくり

行動計画の推進にあたっては、広範な分野にわたる次世代育成支援施策について、国・県との連携や市長部局と教育委員会との一体的な推進体制のもと、関係課相互の連携を強化し、総合的に施策を展開するとともに、厳しい財政状況を勘案し行政が行う事業領域の見直し等、実施事業の再構築などに取り組むことも必要です。

また、行動計画に基づく施策の実施状況を関係課による庁内推進会議等により、年度ごとに点検・評価をし、その実施状況は市のホームページや広報誌への掲載などで市民に公表します。